

公認会計士・監査審査会 の役割

慶応義塾大学

令和3年6月24日

(令和3年6月9日収録)

公認会計士・監査審査会

常勤委員

松井 隆幸

構成

- I. 審査会の目的と組織
 - II. 総務試験課の業務
 - III. 審査検査課の業務
- おわりに

I. 審査会の目的と組織

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
 - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
 - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

I. 審査会の目的と組織

- 審査会は、公認会計士法により設置された組織であり、公認会計士法の目的の達成に貢献することが目的になる。
- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
 - 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」（第1条）
 - 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（第1条の2）

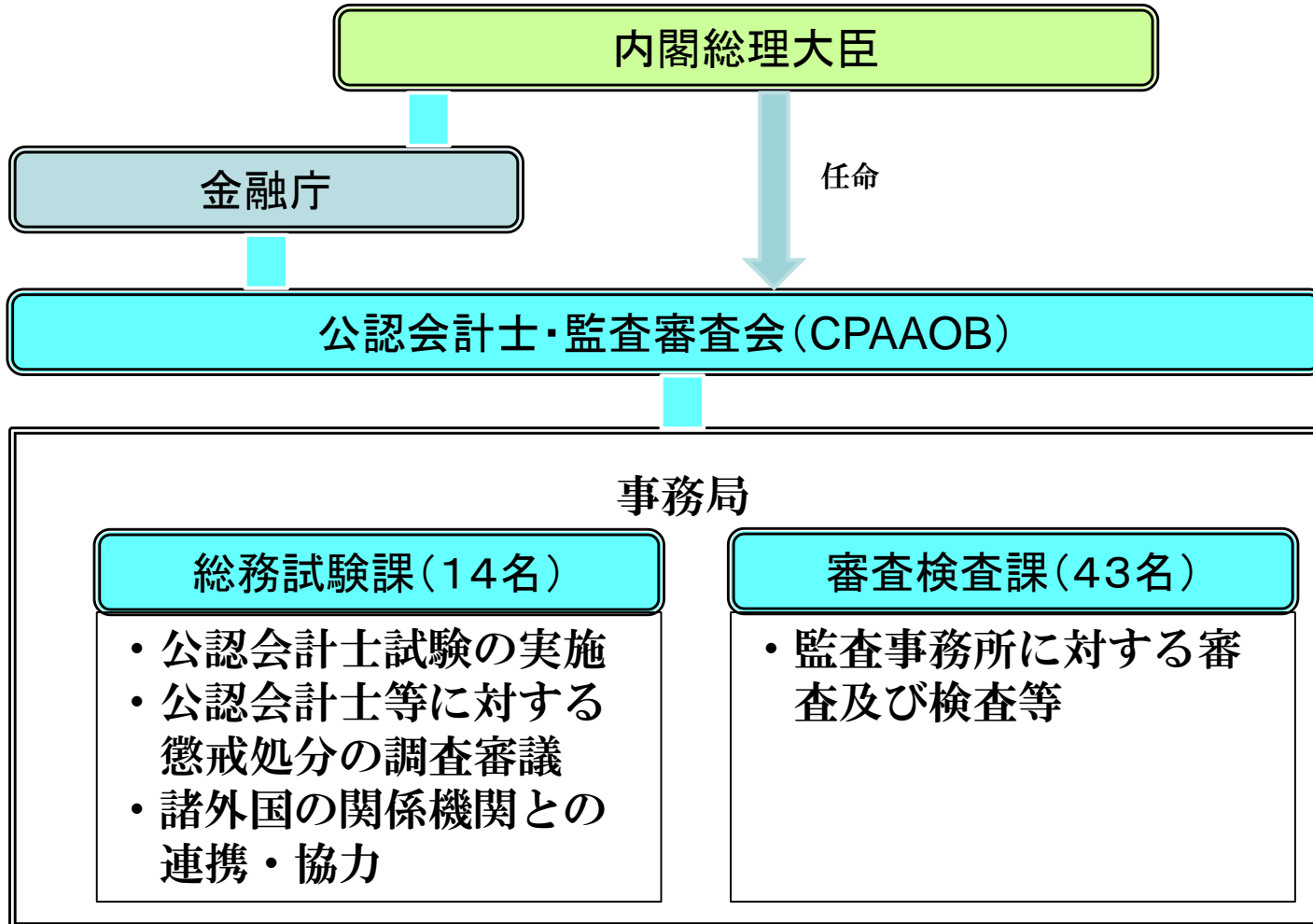
I. 審査会の目的と組織

- 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」（第1条の2）を適切に遂行して「使命」（第1条）を達成できるように支援することを目標とする。
- 上記の目標の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献し、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の目的である。

I. 審査会の目的と組織

- 審査会の組織に関する公認会計士法における規定の概要
 - 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。（第35条の2）
 - 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。（第36条）
 - 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（第37条）
 - 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（第37条の2）
 - 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
 - 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）

I. 審査会の目的と組織



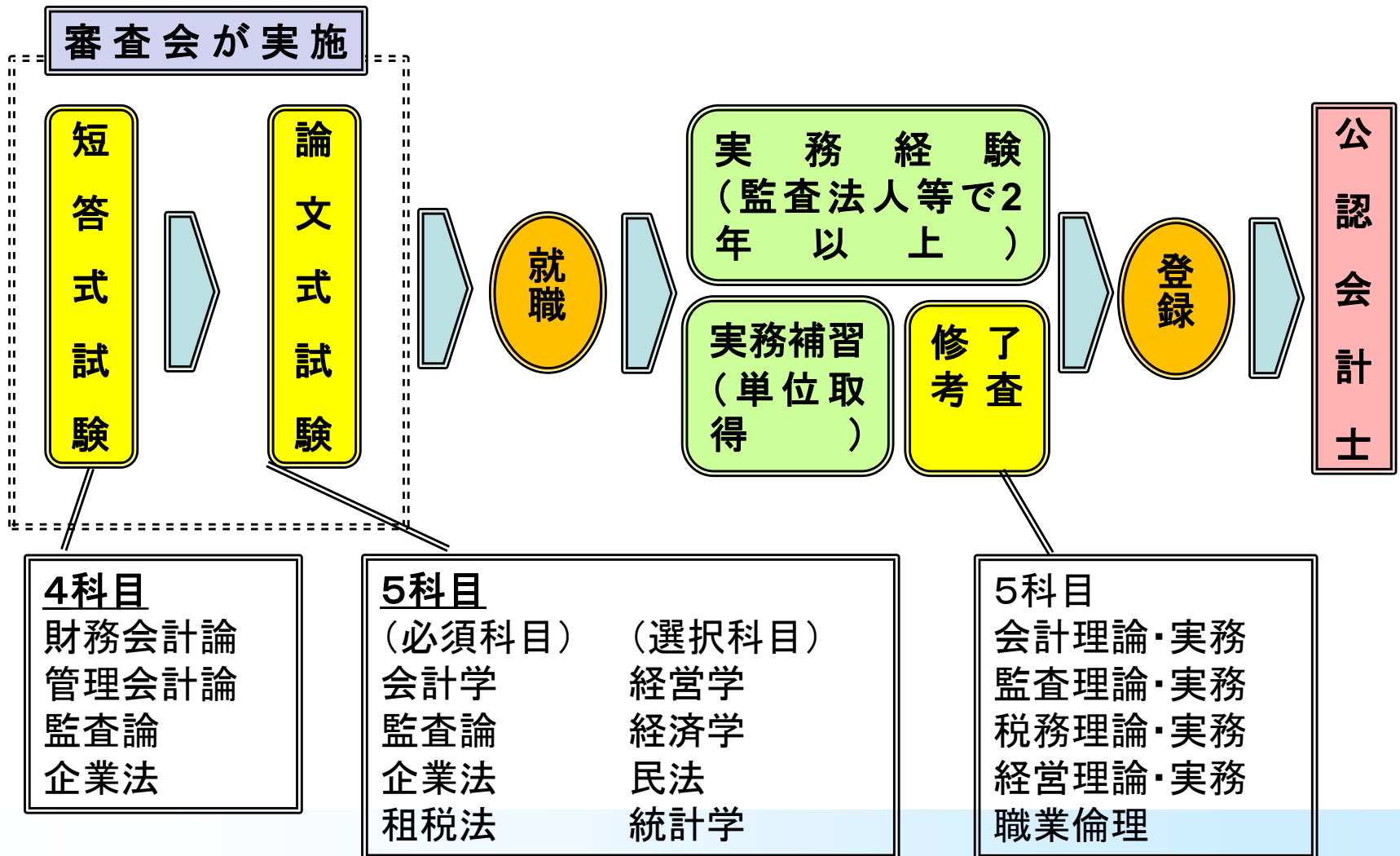
上記人員数は、平成31年度定員ベース

審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、2頁。一部修正。

Ⅱ． 総務試験課の業務

1. 公認会計士試験の実施
2. 懲戒処分等の調査・審議
3. 諸外国の関係機関との連携・協力

Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

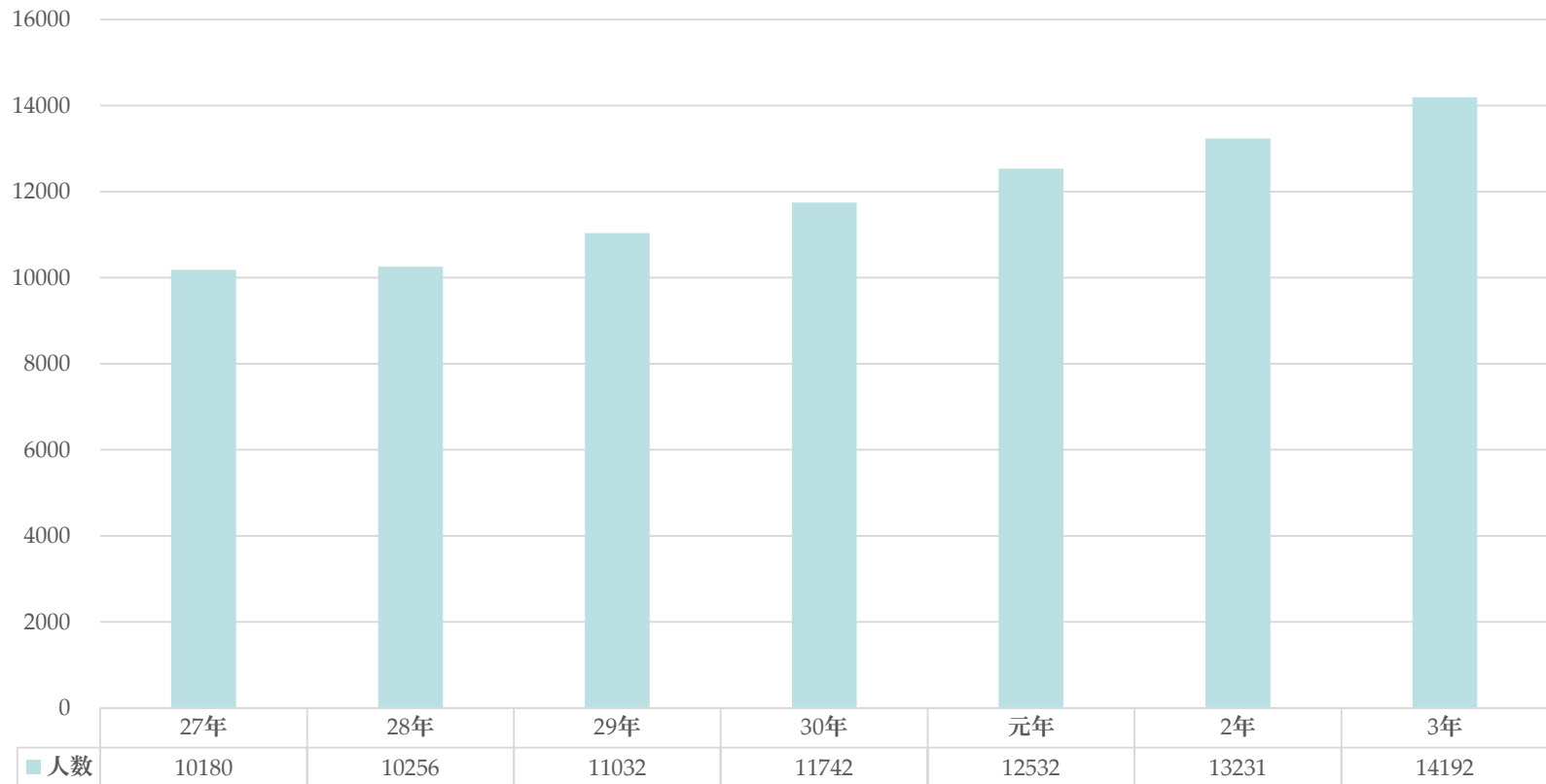


Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかの判定。
 - 審査会公表の「出題範囲の要旨」に沿い、基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題を出題。
- 論文式試験＝受験者が必要な専門的知識を有するとの前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価。
 - 短答式試験がある科目の論文式試験については「出題範囲の要旨」の出題範囲を短答式試験より絞り込み。
 - 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法は、法令集を受験時に配布。

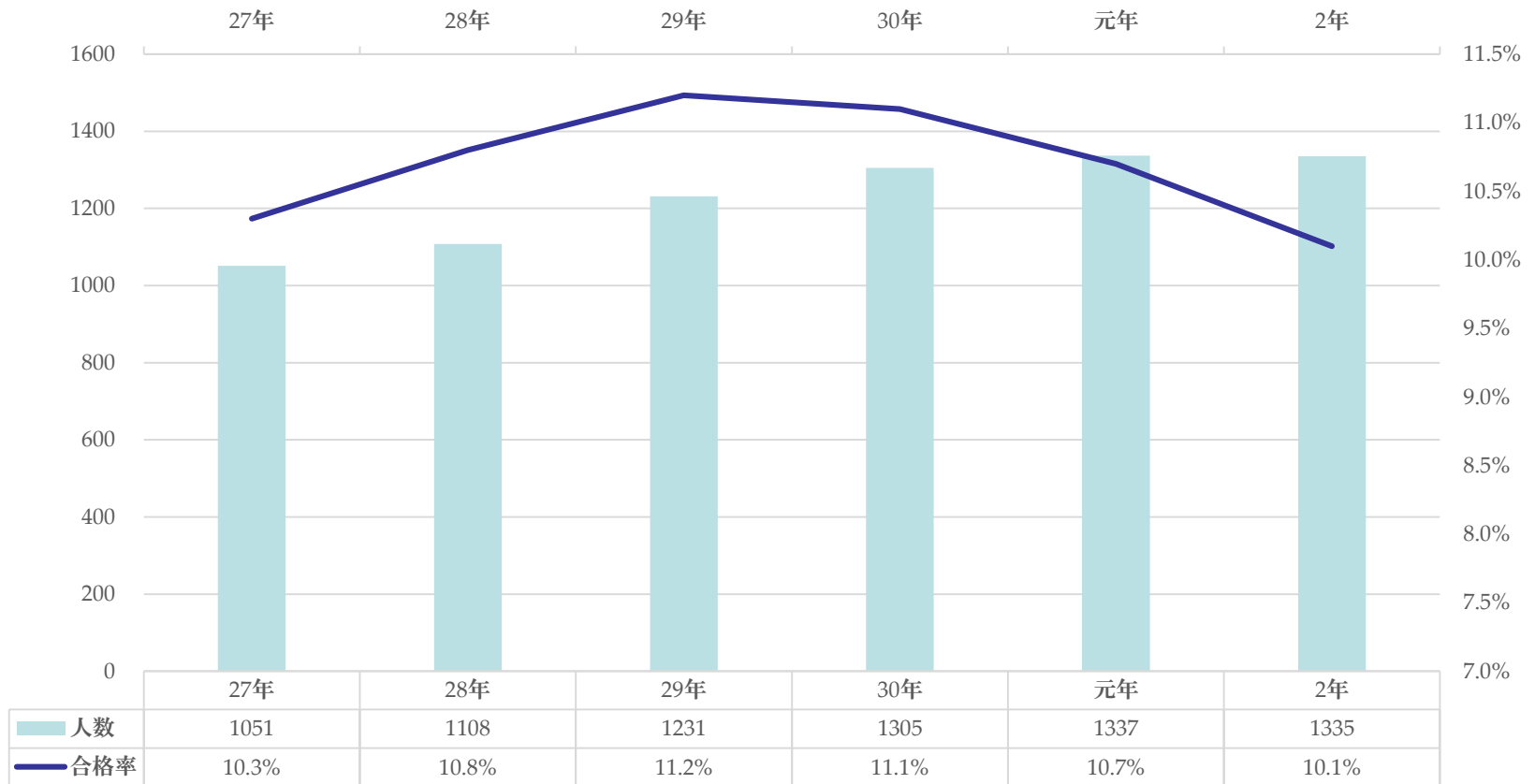
Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

願書提出者数



Ⅱ-1 公認会計士試験の実施

合格者数・合格率



Ⅱ-2 懲戒処分等の調査審議



審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、8頁。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

- IFIAR＝監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）との連携・協力
 - － 平成18年に設立された、各国の監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることが目的。
 - － 我が国からは、金融庁及び審査会が参加。令和3年6月時点のメンバーは54の国と地域。代表理事会は、最大16当局で構成。我が国は、理事国の一つ。
 - － 審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じ、各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査品質の向上に取り組んでいる。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

組織図



(注)WG:ワーキング・グループ

審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、6頁。

Ⅱ-3 諸外国の関係機関との 連携・協力

- IFIARの各WGの活動状況については、『公認会計士・監査審査会の活動状況』参照。
- 平成28年12月、我が国のステークホルダーとIFIARの関係強化、事務局の活動支援、監査品質の向上への貢献等を目的として、日本IFIARネットワークを設立。
- 平成29年4月、IFIARは、東京に本部事務局を設置。金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を実施。
- 令和3年4月、IFIAR本会合において、金融庁・長岡隆参事官がIFIAR副議長に就任。

Ⅲ. 審査検査課の業務

1. 審査・検査の権限と概要
2. 基本方針と基本計画
3. オフサイト・モニタリングの概要
4. 検査の概要
5. 検査の実施状況
6. モニタリングに基づく情報提供

Ⅲ-1 審査・検査の権限と概要

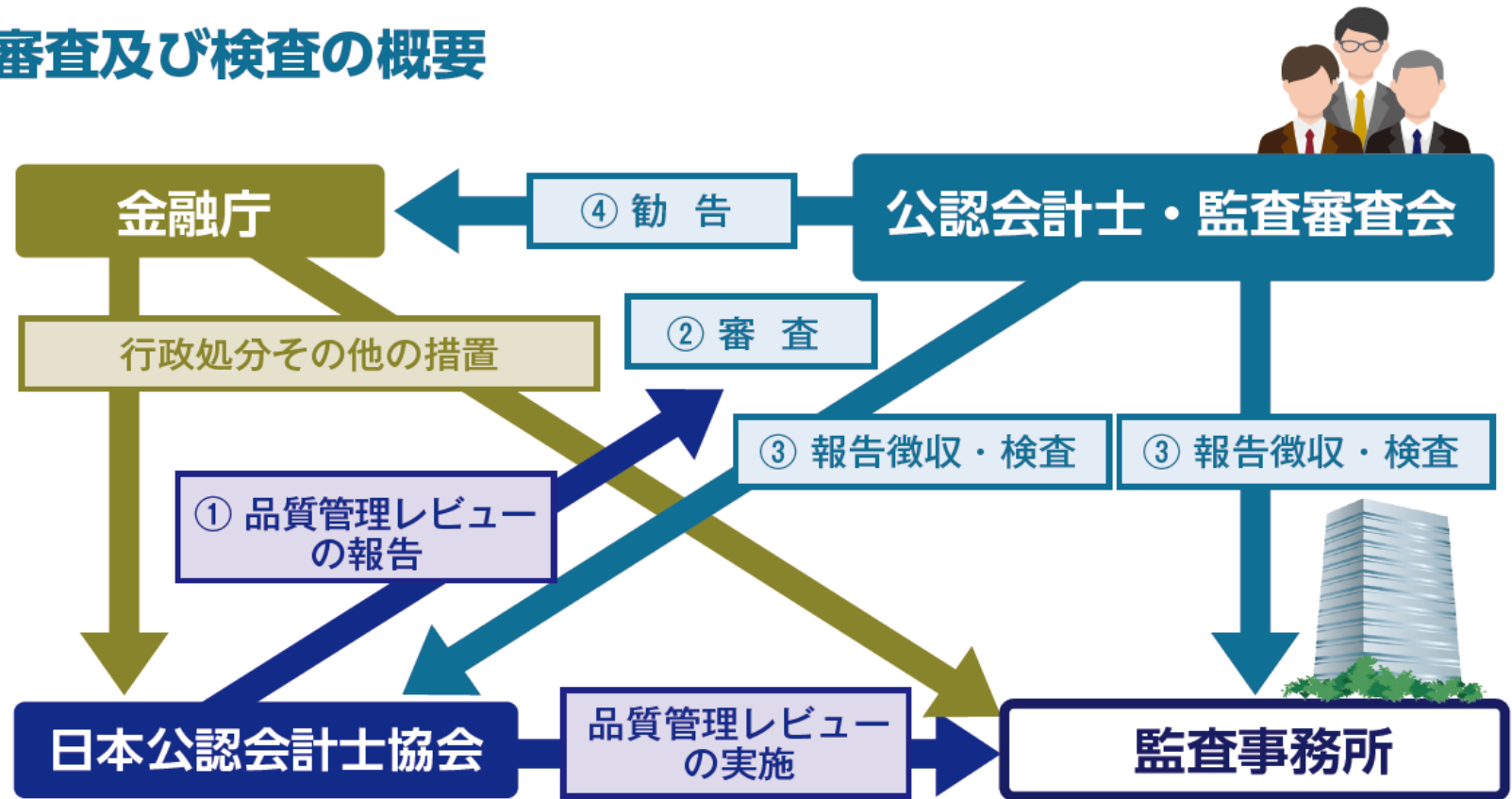
- 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。（第49条の4）
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 日本公認会計士協会（以後、協会）に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

Ⅲ-1 審査・検査の権限と概要

- 前述の②③④については、以下に関する場合に限る。
 - ・ 品質管理レビューの報告
 - ・ 公認会計士等が品質管理レビューを受けていない、協力を拒否している等のため、協会から品質管理レビューの報告がない場合に、当該公認会計士等の業務の運営状況に関して行われるもの
- ・ 審査会は、上述の権限を行使した場合、必要があるとき、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

Ⅲ-1 審査・検査の権限と概要

■ 審査及び検査の概要



審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、3頁。

Ⅲ-2 基本方針と基本計画

- 審査会の監査事務所に対する審査及び検査の方針は、『監査事務所等モニタリング基本方針』及び『監査事務所等モニタリング基本計画』により示される。
 - 『**基本方針**』は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第6期（平成31年4月～令和4年3月）の基本方針は、令和元年5月17日に公表。
 - 『**基本計画**』は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）の基本計画は、令和2年7月14日に公表。令和3事務年度の基本計画は、令和3年7月上旬に公表予定。

Ⅲ-2 基本方針と基本計画

- モニタリング＝オンサイト・モニタリング及びオフサイト・モニタリング。
 - オンサイト・モニタリング＝検査
 - オフサイト・モニタリング＝検査以外の活動。協会による品質管理レビューの検証及び監査事務所等に対する報告徴収が含まれる。

Ⅲ-2 基本方針と基本計画

□ 基本方針における「視点」と「目的及び基本的考え方」

- 視点
 - 常に国民の視点という公益的立場
 - 監査事務所の実態等を踏まえた効果的なモニタリングの実施
 - モニタリングで得た情報発信の強化
 - IFIAR等との連携

Ⅲ-2 基本方針と基本計画

- 基本方針における目的及び基本的考え方
 - モニタリングは、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることが目的。**監査事務所自らの行動を促す**ような実効性のあるモニタリングを実施。
 - 監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、**監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所の品質管理態勢が実効的か**を重視したモニタリングを実施。
 - 監査事務所のガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか継続的にモニタリング。

Ⅲ-3 オフサイト・モニタリングの概要

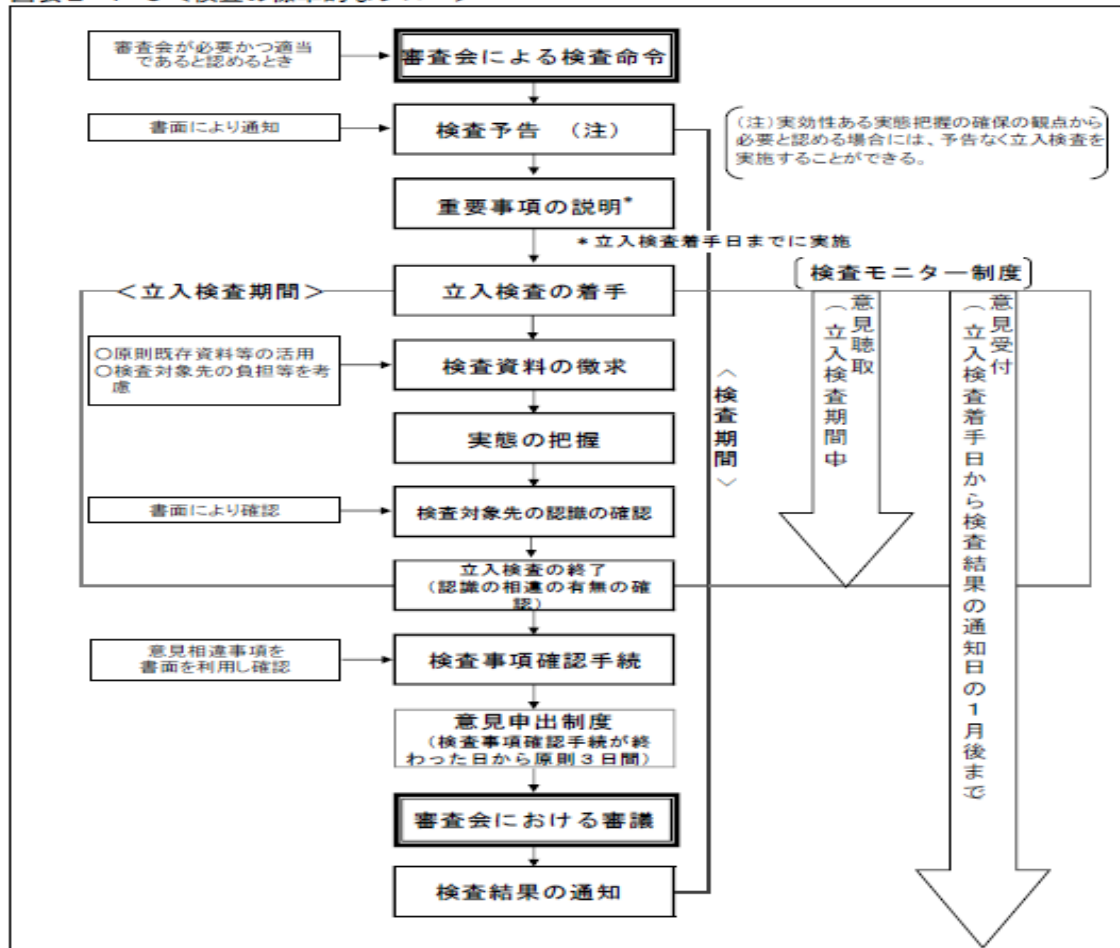
- 品質管理レビューと審査
 - － 品質管理レビュー＝協会が、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図る制度。『品質管理レビューの概要』、参照。
 - － 協会は、審査会に対して、月次報告書及び年次報告書を提出するほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行う。
 - － 審査会は、品質管理レビューの報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査。
 - － 審査会は、審査における分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討。

Ⅲ-3 オフサイト・モニタリングの概要

- 適切な監査の品質管理の定着を促すため、また、検査を効率的に実施するため、下記のような報告徴収を適時に実施。
 - ① 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収
 - 情報を定時かつ継続的に把握・分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てるほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用。
 - ② 中小規模監査事務所に対する報告徴収
 - 品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、情報を収集・分析。必要に応じてヒアリングを実施。
 - ③ 検査結果通知後のフォローアップ
 - 中小規模監査事務所に対して、検査結果通知の一定期間後に、改善状況をフォロー。
 - ④ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収
 - 総合評価が「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施。速やかな改善を促す。

Ⅲ-4 検査の概要

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



(審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、42頁)

Ⅲ-4 検査の概要

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、47頁）

Ⅲ-4 検査の概要

図表Ⅱ-1-8 <特に留意すべき事項の例>

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点が認められる。

- (1) 業務管理態勢
.....(ガバナンス、業務運営上の問題を記載)
- (2) 品質管理態勢
.....(品質管理のシステムに関する不備事項等を記載)
- (3) 個別監査業務
.....(監査業務上の不備事項等を記載)

(審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、47頁)

Ⅲ-4 検査の概要

- **総合評価**＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
 - ① 「概ね妥当である」
 - － 業務運営が良好と認められる場合。
 - ② 「妥当でない点がある」
 - － 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。
 - ③ 「妥当でないもの」
 - － 業務運営が良好でないとも認められる場合。
 - ④ 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」
 - － 業務運営が良好でないとも認められ、特に早急な改善が必要な場合。
 - ⑤ 「著しく不当なもの」
 - － 品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。
- ✓ 総合評価の評価文言については、現在、見直しを検討中。

Ⅲ-5 検査の実施状況

- 検査の頻度
 - 大手監査法人＝2年に1度、通常検査。通常検査の翌年にフォローアップ検査。
 - 準大手監査法人＝原則として3年に一度。
 - 中小規模監査事務所＝品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要があると認める場合。

Ⅲ-5 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所）>

年度/事務年度	H27	H28 (注1、2)	H29 (注2)	H30 (注2)	R元 (注2)
大手監査法人	2	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	6	5	3	5 (1)	3
外国監査法人等(注3)	0	1	0	0	1
合計	9	12 (2)	9 (2)	10 (3)	10 (2)

(注1) 平成28年7月から事務年度に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月から6月までの実績も含んでいる。

(注2) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注3) 外国監査法人等については、2. 外国監査法人等関係（51ページ）を参照のこと。

（審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、44頁）

Ⅲ-5 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
検査件数（件）	8	7	15
平均検査官数（人）	9.1	6.7	5.1
平均検査期間（日）	143.3	132.0	112.7
平均個別監査業務選定数（社）	6.8	5.3	3.1

（注1）平成27年度～令和元事務年度の5年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、機動的な検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注2）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、44頁）

Ⅲ-5 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-9 <平成28～令和元事務年度検査における総合評価の状況（単位：事務所）>

区分（総合評価）	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	9	3
妥当でないもの	5	4
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	3
著しく不当なもの	-	4

（注）平成28事務年度から令和元事務年度の間に検査を着手し終了した監査事務所

（審査会『令和2年版 モニタリングレポート』、49頁）

Ⅲ-6 モニタリングに基づく情報提供

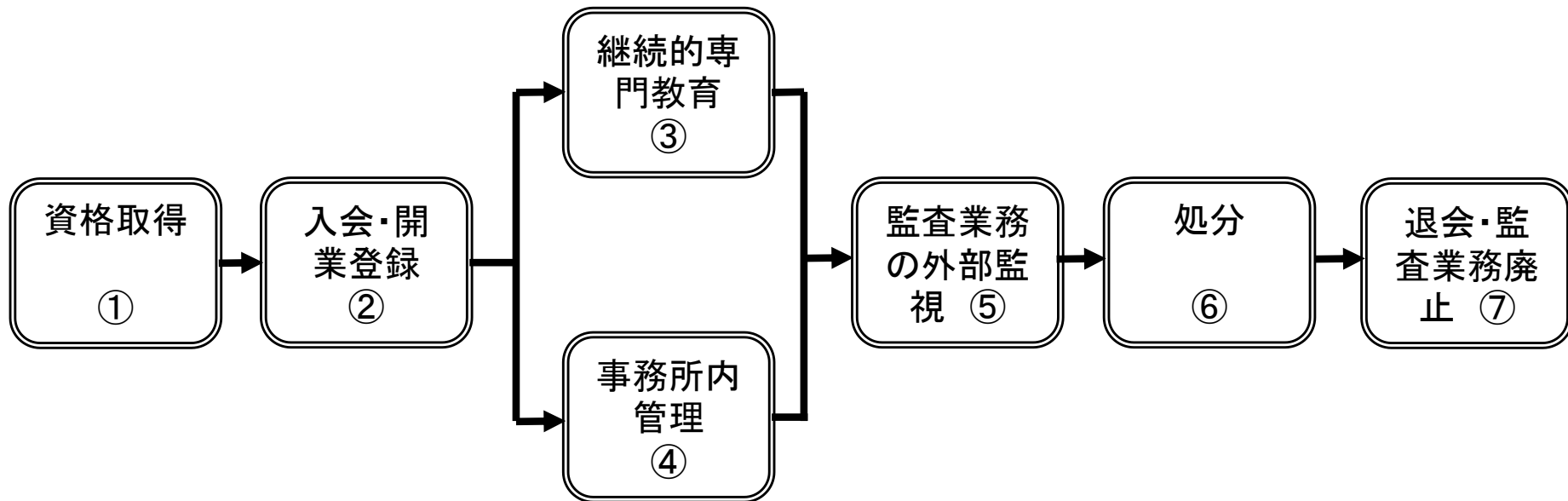
- 被検査監査事務所は、審査会の事前承諾なく、被監査会社の監査役等に対し、以下の事項を伝達できる。
 - － 監査事務所の品質管理システムの整備運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - － 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容
 - 審査会は、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するように要請。
 - 協会の監査基準委員会報告書は、監査事務所に、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように要請。
- 被検査監査事務所は、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者に開示することができる。
 - － 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等及び取締役。
 - － 潜在的な被監査会社等

Ⅲ-6 モニタリングに基づく情報提供

- ・ **モニタリングレポート**
 - 読み手として、会計・監査の専門家や市場関係者だけでなく、学生や社会人など一般の人々を視野に入れる。
 - 読み手の監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所状況を反映させた上で公表する。
- ・ **検査結果事例集**
 - 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
 - 評価できる取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。

おわりに

- 「監査プロフェッションプロセス」における審査会の役割



秋月信二（他）『監査の質に対する規制』国元書房、令和3年、153頁。

おわりに

- 審査会の課題
 - － 公平かつ円滑な公認会計士試験の実施
 - 令和2年度の公認会計士試験は、コロナ感染症の影響で、大幅に試験日程の変更を余儀なくされ、令和3年度の短答式試験は1回のみの実施となった。令和4年以降、例年通り、短答式2回、論文式1回の実施に戻すものの、夏期の大型化する台風など、円滑な試験運営には、更なる備えが必要な状況にある。
 - － 効率的かつ実効性ある検査①
 - 令和2年度は、コロナ感染症の影響で、対面での立入検査には制約があった。加えて、新しい働き方にも対応して、リモート検査などの方法を検討し、実施してきた。引き続き、審査会・被検査監査事務所の双方にとって効率的かつ実効性のあるモニタリング方法を検討し続ける必要がある。

おわりに

- 審査会の課題
 - － 効率的かつ実効性ある検査②
 - 協会とは、審査会検査と協会の品質管理レビューの役割分担に関して、議論を行ってきた。検査と品質管理レビューが、全体として実効的に監査品質の向上に資するよう、議論を深める必要がある。
 - － 新しい監査の基準への対応
 - 企業会計審議会の監査基準は、平成30年から3年連続して改訂された。監査事務所が改訂された基準に適切に対応しているかを検討する必要がある。
 - 令和3年度は、監査に関する品質管理基準の改訂が予定されている。監査事務所での対応状況を把握するとともに、審査会のモニタリングにおいてどのように対応すべきか検討する必要がある。

資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>) からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』
 - 『目指せ、公認会計士!』 令和3年
 - 『令和2年版 モニタリングレポート』 令和2年
 - 『公認会計士・監査審査会の活動状況（令和元年度版）』
- 以下の協会による品質管理レビューに関する資料は、協会のホームページ (<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>) からダウンロードできます。
 - 『2019年度 品質管理レビューの概要』